

海陽町ふるさとづくり寄附金事業支援業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、海陽町ふるさとづくり寄附金事業支援業務（以下「本業務」という。）の委託契約候補者をプロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

海陽町ふるさとづくり寄附金事業支援業務

(2) 業務内容

別紙「海陽町ふるさとづくり寄附金事業支援業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務期間

平成31年6月1日から平成32年3月31日まで

ただし、契約締結日から平成31年5月31日までは業務開始準備期間とする。

(4) 業務規模（提案上限額）

10,000,000円以内（消費税及び地方消費税を除く）

※この金額は契約締結における予定価格を示すものではなく、寄附件数6,000件、寄附金額100,000,000円を想定し、積算している。

3 参加資格

本業務のプロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 海陽町から指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していない者。
- (5) 個人情報保護のために必要な措置（プライバシーマーク等の認証取得又は社内での情報セキュリティ方針の策定等）を講じていること。
- (6) 過去に、本業務の内容と同種又は類似業務の実績を有していること。

4 スケジュール

- | | |
|-------------------|---------------------|
| (1) 公募開始及び実施要領の公表 | 平成31年4月 1日（月） |
| (2) 質問の提出期限 | 平成31年4月10日（水）午後5時必着 |
| (3) 質問の回答期日 | 平成31年4月15日（月） |
| (4) 参加申込書提出期限 | 平成31年4月10日（水）午後5時必着 |
| (5) 参加資格審査結果通知 | 平成31年4月15日（月） |
| (6) 企画提案書等の提出期限 | 平成31年4月22日（月）午後5時必着 |

- | | |
|-----------------|------------------|
| (7) プレゼンテーション審査 | 平成31年4月25日(木) 予定 |
| (8) 選定結果の通知 | 平成31年5月上旬 |
| (9) 委託業務の契約締結 | 平成31年5月中旬 |

5 担当部署

〒775-0295 徳島県海部郡海陽町大里字上中須128番地

海陽町経営戦略課(担当:寺崎)

TEL: 0884-73-4100 FAX: 0884-73-2718

E-mail: keieisenryaku@kaiyo-town.jp

6 質問及び回答方法

本プロポーザルに関する質問は、次の方法で提出すること。ただし、企画提案書の提出に必要な事項及び業務実施にかかる条件に限るものとし、評価及び審査にかかる質問は一切受け付けない。

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問内容を簡潔にまとめ、海陽町経営戦略課(前記5参照)宛に電子メールで送信すること。なお、メールのタイトルは「ふるさとづくり寄附金事業支援業務質問書(事業者名)」とすること。

(2) 質問提出期限

平成31年4月10日(水) 午後5時必着

(3) 回答方法

質問に対する回答は、平成31年4月15日(月)までに、参加申込書を提出した全員に電子メールにて行う。

7 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、下記参加申込書類を次の要領で提出すること。

(1) 提出書類

- ① 参加申込書(様式1)
- ② 会社概要(様式2)
- ③ 業務実績(様式3)

(2) 提出期限

平成31年4月10日(水) 午後5時必着

(3) 提出方法

持参または郵送によること。

(4) 提出先

海陽町経営戦略課(前記5参照)

(5) 提出部数

1部

(6) 参加資格審査結果は、平成31年4月15日(月)付けで、書面により通知する。

8 企画提案書等の提出

企画提案書については、下記の書類を次の要領で提出すること。

(1) 提出書類

- ① 企画提案書(任意様式)

様式規格はA4版とし、書式・ページ数は特に定めない（A3版による折込の挿入は可とする）。仕様書の目的や業務内容を踏まえ、業務を遂行するための具体的な手法等を下記の内容を含めて記載すること。

- ・業務の実施体制について
- ・返礼品の発注及び配送管理について
- ・寄附者等からの問い合わせ対応について
- ・新たな返礼品の企画・選定、返礼品提供事業者との調整について
- ・個人情報保護対策について
- ・プロモーション支援について
- ・その他自社の優位性について

② 見積書（任意様式）

- ・寄附件数6,000件、寄附金額100,000,000円を想定した見積額とし、内訳書を添付すること。なお、この寄附件数及び寄附金額は、見積比較における算出条件としてのみ使用するもので、実際の寄附件数及び寄附金額を保証するものではない。
- ・寄附額等に対する歩合とする場合には、その割合等を記載し、その他の固定費がある場合については、積算内容について記載すること。
- ・返礼品の調達費及び配送料は含まない。
- ・見積金額及び内訳金額は、消費税及び地方消費税を含まない。

（参考） 寄附件数及び寄附額の実績

平成29年度 1,062件／21,586,000円

平成30年度 4,622件／78,651,029円

（※平成30年度実績は、平成31年2月末現在入金済み分まで。）

返礼品数 238件（平成31年3月末現在）

返礼品提供事業者数 33事業所（平成31年3月末現在）

(2) 提出期限

平成31年4月22日（月）午後5時必着

(3) 提出方法

持参または郵送等（郵便書留その他これに準じる方法に限るものとし、提出期限内に必着のこと。）

(4) 提出先

海陽町経営戦略課（前記5参照）

(5) 提出部数

9部（押印が必要なものについては、正本1部のみ押印。副本8部は複写可とする。）

9 審査方法等

選定審査委員会を設置し、提出書類及びプレゼンテーションにより審査及び評価を行う。

参加業者が1者のみの場合においても、提案書、見積書及びプレゼンテーションの内容を審査の上、妥当であると判断された場合は、契約候補者として決定する。

(1) プレゼンテーション審査

① 実施日 平成31年4月25日（木）を予定

※詳細日程及び場所は別途通知する。

② 所要時間 30分間（企画提案20分、質疑10分）

③ 出席者 3名以内

- ④ 準備物 必要な機材は提案者が用意すること。

※プロジェクター、スクリーンは本町が準備する。

(2) 審査

プロポーザルの審査は、選定審査委員会の各委員が評価を行うものとし、総評価得点が最も高かった者を契約候補者とする。評価基準は、別紙のとおりとする。

(3) 審査結果の通知

審査の最終結果は、速やかに全参加者へ書面により通知するとともに、選定された契約候補者の名称と総評価得点を本町ホームページに掲載する。

10 契約手続

仕様書及び契約候補者の提案書等の記載事項を基本に協議の上、随意契約を締結するものとする。

提案書等に記載され、選定で評価した項目については、原則として契約時の仕様に反映するものとする。ただし、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、契約候補者との協議により締結段階で項目を追加、変更及び削除することがある。また、これにより契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。

なお、辞退その他の理由により契約が締結できない場合は、次順位者と契約の交渉を行う。

11 その他

- (1) プロポーザルに係る経費はすべて提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は提案者に帰属する。ただし、本町は、本業務に係る範囲において公表する場合、その他本町が必要と認める場合には、提出書類の内容を無償で使用できる。
- (3) 提出された書類は、返却しないものとする。
- (4) 提出された書類については、明らかな間違い、軽微な修正を除き、内容の変更は認めない。
- (5) 企画提案書を提出した後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (6) 以下に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 - ① 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限が守れなかった場合
 - ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ③ 企画提案書の提出から契約までの間に、著しく信義に反する行為があった場合
- (7) 本プロポーザルの審査の内容についての問い合わせには一切応じない。また、審査結果に対する異議申し立てはできないものとする。